

申請期日

8月31日(火)  
(消印有効)

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

問合せ専用  
ダイヤル

新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室  
☎080-3406-4843・080-9677-1280

9月1日(水)以降は、☎☎293  
にご連絡ください。

すでに総合支援資金の再貸付を借り終わったなどで特例貸付を利用できない世帯に対して就労による自立を図るため、支援金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



**対象** 以下の要件を満たす世帯の主たる生計維持者

再貸付終了などの要件	次のいずれかの世帯((1)・(2)に該当する方には、順次申請書類を郵送しています。) (1) 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯または8月までに借り終わる世帯 (2) 同資金の再貸付が不承認となった世帯 (3) 同資金の再貸付の相談をしたものの、申込みにいたらなかった世帯
収入要件	1か月の収入が世帯収入基準額(下表①)以下であること
資産要件	全体の金融資産が世帯資産基準額(下表②)以下であること
求職等要件	以下のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークに求職を申し込み、常用就職を目指し、自立相談支援機関の面接などの支援(月1回以上)、ハローワークでの就業面談(月2回以上)、求人先の面接(週1回以上)を行うこと ※職業訓練受講給付金を受給している方は対象外</li> <li>生活保護の申請中であること(すでに受給している方は対象外)</li> </ul>

収入・資産要件確認表	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	※5人世帯以上は、ご連絡ください。
①世帯収入基準額	124,000円	175,000円	213,000円	250,000円	
②世帯資産基準額	486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円	

**支給額(月額)** 単身世帯 6万円 2人世帯 8万円 3人以上世帯 10万円 ※住居確保給付金との併給が可能です。

**支給期間** 3か月間

**申請方法** 申請用紙に記入し、原則郵送で提出してください。

**【郵送・提出先】** 〒354-0021 鶴馬1932-7

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給担当(市民福祉活動センターぱれっと内)

## 低所得の子育て世帯に対する国の生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)



問合せ専用ダイヤル 子育て支援課 ☎049-293-9071

**支給額：児童1人あたり5万円**

低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。

対 象	申 請
令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和3年度住民税均等割が非課税の方	<b>申請不要</b> 直近の児童手当または特別児童扶養手当の受給口座へ振り込みます。住民税を未申告の方と公務員(児童手当を所属先で受ける方)は手続きが必要です。
上記を除く令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(一定の障がいのある児童は20歳未満)を養育する父母などで、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度住民税均等割が非課税の方(例：高校生の児童のみを養育する世帯)</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の家計が急変し、収入が住民税非課税の方と同等の水準に減少した方</li> </ul>	<b>要申請</b> 申請書に記入し、必要書類を添えて8月11日(水)～令和4年2月28日(月)に郵送で申請してください。申請書は市ホームページ、各出張所にあります。 ※窓口での申請を希望する場合は、事前に電話予約をしてください。

※4月～令和4年2月末に生まれた新生児も対象です。同給付金の「ひとり親世帯分」受給者は対象外です。

**【郵送・提出先】** 〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所子育て支援課